

〈会告〉

『歴史評論』第七七六号（二〇一四年一二月号）に掲載した斉藤正美氏の論考について

『歴史評論』第七七六号に掲載した、斉藤正美「口述史料が映す米騒動の女性労働者―警察資料を越えて」の中に、「特殊部落」という用語が用いられているという、会員よりの指摘がございました。

この用語が被差別部落に対する差別言辞として用いられたことは、全国水平社創立以来、部落解放運動の実践と被差別部落に関する研究成果の中で明らかにされている事実です。斉藤氏が学術雑誌掲載の論考の中で、この言葉を史料からの引用ではなく著者自身の言葉として用いたことは無理解・不見識であり、またこれを編集作業の過程で見過ごしたことはあつてはならない誤りであり、編集委員会の責任はきわめて重大であると言わざるを得ません。

会員・読者の皆様に深くお詫び申しあげます。

編集委員会としては、このような事態を引き起こしてしまった原因を真摯に反省し、今後、人権感覚とそれを裏付ける学問的力量をもって編集出版を行っていくために、再発防止策を検討してまいります。あわせて、今後の再発防止策につきましては、『歴史評論』誌上に掲載し、会員・読者の皆様にご報告いたしますことを、ここにお約束いたします。

なお、編集委員会として、斉藤氏の論考は『歴史評論』から掲載撤回すべきであると判断したうえで斉藤氏と折衝いたしましたところ、斉藤氏からは、当該論考を『歴史評論』から取り下げたい旨の要請がありました。その要請を受け、編集委員会として、斉藤氏の論考を『歴史評論』第七七六号から撤回削除することといたしました。その措置に伴い、本号掲載の二〇一四年『歴史評論』総目次には、斉藤氏の論考は掲載しないことにいたします。

また、私たちは、先に『歴史評論』第七六七号において、不適切な引用に伴い、論文一篇を掲載取り消しとし、その再発防止のための努力を始めたところでもありました。そうした時期に、この事態を引き起こした編集委員会の責任はやはり重大であり、このことでも深刻に受け止めて、以後必要となる様々な検討を深めてまいりたいと思えます。

今後は、より研鑽を深め、編集委員一人一人が人権感覚をより鋭敏にし、二度とこのようなことを起こさないようにすることをこの誌面においてお約束いたします。

二〇一四年一二月一〇日

一般財団法人歴史科学協議会

代表理事

服藤早苗

塚田 孝

『歴史評論』編集委員会